

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2013年（平成25年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2013年（平成25年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、平成25年度組織改正に伴い、事務局の組織、分掌事務、事務決裁等、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する

第3条第1項の表を次のように改める。

| | |
|-----|---------|
| 教育部 | 教育総務課 |
| | 学校教育企画課 |
| | 教育指導課 |
| | 学務保健課 |
| | 学校給食課 |
| | 学校施設課 |

第3条第2項を次のように改める。

2 教育総務課を，教育部内における予算，施策等の管理及び調整機能を有する課とする。

第3条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

（分掌事務）

第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は，次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の基本計画の総合調整
- (2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括
- (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理

- (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免, 分限, 賞罰及び給与に関すること。
- (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。
- (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整
- (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整
- (8) 教育委員会における予算(経常的経費に係る予算に限る。)の編成及び配当, 予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際, 儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案, 規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 学校用務員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。
- (15) 生涯学習に関すること。
- (16) 教育委員会における他課に属しない事務
- (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 教育委員会の庶務

学校教育企画課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 教育委員会の点検・評価に関すること。
- (4) 学校支援並びに家庭及び地域連携に関すること。
- (5) ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関すること。
- (6) 教育文化センターに関すること。
- (7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。
- (8) 指定管理者に対する運営指導
- (9) 学校の情報処理システムの運用管理

教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関すること。

- (2) 教員の研修に関する事。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- (4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。
- (5) 教育資料に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 教科用図書採択審議委員会の庶務
- (8) 学校教育相談センターに関する事。
- (9) 幼児教育との連携に関する事。
- (10) 学校評価に関する事。
- (11) いじめ防止対策に関する事。
- (12) 中学校学習支援事業に関する事。
- (13) 学校支援ボランティアに関する事。

学務保健課

- (1) 学齡児童及び学齡生徒の就学事務に関する事。
- (2) 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- (3) 通学区域の設定及び改廃
- (4) 学級編制に関する事。
- (5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申
- (6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生
- (7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関する事。
- (8) 児童及び生徒の事故措置
- (9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関する事。
- (10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関する事。
- (11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関する事。
- (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (13) 学校保健会に関する事。

学校給食課

- (1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関する事。
- (2) 学校給食の企画、運営及び指導に関する事。
- (3) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理

(4) 学校給食会に関すること。

学校施設課

(1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定

(2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関すること。

(3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関すること。

(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関すること。

(5) 教育財産の災害共済に関すること。

第5条の見出し中「教育総務部」を「教育部」に改める。

第6条を削る。

第7条中「部又は課等」を「課」に改め、「部間にあつては教育長が、課等間にあつては」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「決裁責任者の」の次に「決裁及び」を加え、同条を第9条とする。

第11条中「課等の長」を「課長」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「部間又は課等間」を「課間」に改め、同条第2項中「課等内」を「課内」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「教育総務部長」を「教育部長」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

ただし、教育次長の職を置くときは、教育次長がその職務を代理することとする。
別表第2 共通事務決裁表中「課等の長」を「課長」に改め、同表に次の備考を加える。

備考 この表において、教育次長の職を置くときは、部長の決裁及び専決事項は、教育次長の決裁及び専決事項とする。

別表第2 固有事務決裁表中を次のように改める。

| 課名 | 事務の種類 | 決裁事項 | | 決裁区分 | 合議 | 備考 |
|-------|-------------------------|-----------------|-----------|------|-----|----|
| 教育総務課 | 人事計画 | 教育委員会職員の採用計画の実施 | | 部長 | 職員課 | |
| | 教育委員会職員 の任免, 分限, 賞罰等 | 職員の任免 | 上級主査以下の職員 | 教育長 | 職員課 | |
| | | 職員の休職又は | 上級主査以下の | 教育長 | 職員課 | |

| | | | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|----|-----|--------------------------|--|
| | | 復職の決定 | 職員 | | | |
| | | 嘱託の任免 | | 教育長 | 職員課 | |
| | | 臨時職員の任用 | | 課長 | | |
| | | 育児休業，介護休暇及びボランティア休暇の決定 | | 部長 | 職員課 | |
| | | 職員のき章の交付，職員の身分証明書 の発行，身上諸届の受理等 | | 課長 | | |
| | 共済 | 共済組合事務一般 | | 課長 | | |
| | 文書の処理 | 公印の新調，改刻，廃止 | | 部長 | | |
| | | 公印整理及び専用印以外の管守 (所定職員に専決させる。) | | 課長 | | |
| | 庶務 | 事務量の測定及び職員定数の管理 | | 部長 | | |
| | | 事務事業の調査，企画並びに進行 管理の総括 | | 課長 | | |
| | | 経常的経費に係る予算の編成及び 配当，予算の執行管理並びに決算 状況の把握 | | 課長 | | |
| 学校教育 教育企画 課 | 教育政策 | 教育振興基本計画の策定 | | 教育長 | 教育総務 課 生涯学習 総務課 | |
| | | 点検・評価報告書の作成 | | 教育長 | 教育総務 課 生涯学習 総務課 | |
| | 学校支援 | 学校支援並びに家庭及び地域連携 | | 課長 | | |
| | ふじさわティー チャーズカ レッジ「学び あい」 | ふじさわティーチャーズカレッジ 「学びあい」の運営管理 | | 部長 | 教育総務 課 | |
| | 教育文化セン ター | 教育文化センター運営計画の策定 | | 部長 | | |
| | | 教育史編さん事業計画の策定 | | 部長 | | |
| | | 藤沢の自然編さん事業計画の策定 | | 部長 | | |
| | | 研究及び研修の事業計画の作成 | | 部長 | | |
| | | 教育史の編集 | | 課長 | | |
| | | 出版物の編集及び発行 | | 課長 | | |
| 研究及び研修の事業の実施 | | 課長 | | | | |
| | 教育情報の収集及び提供 | | 課長 | | | |

| | | | | | |
|---------|--------------|------------------------------|-----|-------|--|
| | 八ヶ岳野外体験教室 | 八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画，指導計画の作成 | 課長 | | |
| | | 八ヶ岳野外体験教室の管理運営 | 課長 | | |
| | | 指定管理者に対する運営指導 | 部長 | | |
| | 学校情報処理 | 学校情報処理システムの運用管理 | 課長 | | |
| 教育指導課 | 学校教育指導 | 学校教育指導計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校教育指導の実施 | 課長 | | |
| | | 教員の研修・研究 | 課長 | | |
| | 特別支援教育 | 障がい児の就学指導 | 課長 | | |
| | 学校教育相談センター | 学校教育相談センター運営計画の策定 | 部長 | | |
| | | 相談支援教室の管理運営 | 課長 | | |
| | | 教育相談事業全般 | 課長 | | |
| いじめ防止対策 | いじめ防止対策の実施 | 課長 | | | |
| 学務保健課 | 就学 | 就学義務の猶予及び免除 | 教育長 | 教育指導課 | |
| | | 学級編成 | 教育長 | | |
| | | 児童及び生徒の就学援助の認定 | 部長 | | |
| | | 児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定 | 部長 | | |
| | | 児童及び生徒の就学事務（就学義務の猶予及び免除を除く。） | 課長 | | |
| | 県費負担教職員の人事管理 | 県費負担教職員の人事計画 | 教育長 | | |
| | | 休職の内申 | 教育長 | | |
| | | 長期研修，内地留学，大学院派遣，在外教育施設派遣等の推薦 | 教育長 | | |
| | | 昇任，昇格，昇給の内申 | 教育長 | | |
| | | 勤務評定 | 教育長 | | |
| | | 事故報告 | 教育長 | | |
| | | 復職，育児休業の内申 | 部長 | | |
| | | 管理職の研修計画 | 部長 | | |
| | | 県費負担教職員の福利厚生等 | 部長 | | |

| | | | | | |
|-------|------------|--|-----|--|--|
| | | 臨時的職員，非常勤職員の任用内申 | 課長 | | |
| | | 公務災害に係る申請手続 | 課長 | | |
| | | 免許状等申請手続 | 課長 | | |
| | 市費講師の人事管理 | 市費講師の任用計画 | 部長 | | |
| | 職員団体 | 職員団体に関する事項 | 部長 | | |
| | 学校保健及び学校安全 | 藤沢市学校事故措置条例（昭和49年藤沢市条例第18号）に基づく見舞金等の支給 | 教育長 | | |
| | | 児童及び生徒の健康診断の実施 | 課長 | | |
| | | 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求 | 課長 | | |
| | | 就学時の健康診断の実施 | 課長 | | |
| 学校給食課 | 学校給食 | 学校給食に係る事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校給食の運営及び指導 | 課長 | | |
| | | 学校給食の施設管理 | 課長 | | |
| 学校施設課 | 学校教育施設 | 学校教育施設の改築及び増築計画の策定 | 部長 | | |
| | 国庫補助 | 学校教育施設（給食調理施設を除く。）の国庫補助及び財産処分の申請，報告 | 教育長 | | |
| | 学校教育財産の管理 | 学校教育財産（土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。）の取得の申出 | 教育長 | | |
| | | 目的外使用 | 部長 | | |
| | | 学校施設の使用許可 | 課長 | | |

備考 この表において，教育次長の職を置くときは，部長の決裁及び専決事項は，教育次長の決裁及び専決事項とする。

別表第3 藤沢市教育委員会教育長之印文化推進課専用の項中「文化推進課」を「文化芸術課」に改め，「文化推進課長」を「文化芸術課長」に改め，同表藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用の項中「スポーツ課長」を「スポーツ推進課長」に改める。

別表第4 中

| | | | |
|------------------------------|---|------------------------------|-------|
| 藤沢市教育委員 会教育長之印 文化推進課専用 | を | 藤沢市教育委員 会教育長之印 文化芸術課専用 | に改める。 |
|------------------------------|---|------------------------------|-------|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(配置換の特例)

- 2 第2条の規定の施行の際現に次の表の左欄に掲げる部、課等に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、第2条の規定の施行の日において同表の右欄に定める部、課に勤務を命ぜられた者となるものとする。

| 部，課 | | 部，課 | |
|-------|------------------|-----|------------------|
| 教育総務部 | 教育総務課 | 教育部 | 教育総務課 |
| | 教育総務課西部学校給食合同調理場 | | 教育総務課西部学校給食合同調理場 |
| | 学務保健課 | | 学務保健課 |
| | 教育指導課 | | 教育指導課 |
| | 教育指導課学校教育相談センター | | 教育指導課学校教育相談センター |
| | 教育指導課教育文化センター | | 学校教育企画課教育文化センター |
| | 教育指導課八ヶ岳野外体験教室 | | 学校教育企画課八ヶ岳野外体験教室 |
| | 学校施設課 | | 学校施設課 |

(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

- 3 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「1件20,000,000円以上の」の次に「学校及び教育部に属する教育機関に係る」を加え、同条第8号中「学校」の次に「及び教育部に属する」を加

え、同条第9号中「20,000,000円以上の」を「90,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る」に改める。

(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

- 4 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表技能労務職員に属する者の項中「, 公民館用務員」を削る。

第4条第1項中「, 図書館に館長を」を削り, 「, 教育指導課」を「, 学校教育企画課及び教育指導課」に改め, 「, 生涯学習課に地域支援担当主幹を」を削り, 同条第2項中「及び図書館」を削る。

第5条中「第6条」を「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)第8条」に改める。

別表第1部長等の項中「, 総合市民図書館長」を削る。

別表第2部長又は参事の項中「公民館長」の次に「図書館長」を加え, 同表教育指導課長の項中「教育指導課長」を「学校教育企画課長」に改め, 同表教育指導課長, 教育文化センター長又は学校教育相談センター長の項中「教育指導課長」を「学校教育企画課長, 教育指導課長」に改め, 同表教育総務課長の項中「教育総務課長」を「学校給食課長」に改め, 同表中公民館長又は主幹の項を削る。

(藤沢市公民館条例施行規則の一部改正)

- 5 藤沢市公民館条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

(藤沢市社会教育指導員規則の一部改正)

- 6 藤沢市社会教育指導員規則(昭和48年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「, 生涯学習課に7名以内」を削る。

(藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正)

- 7 藤沢市文化財保護条例施行規則(昭和35年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

(藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

8 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課等の長」を「課長」に改め、「, 西部学校給食合同調理場及び公民館の長」を「及び西部学校給食合同調理場」に改める。

(藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正)

9 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則(昭和33年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する

第8条中「教育総務部」を「教育部」に改める。

(藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部改正)

10 藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則(平成13年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り, 第5条を第4条とする。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|--|---|
| <p>○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月3日 教委規則第3号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【第3条第1項の表 参照】</p> <p><u>2 教育総務課を，教育部内における予算，施策等の管理及び調整機能を有する課とする。</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の総合調整</p> <p>(2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括</p> | <p>○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月3日 教委規則第3号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【第3条第1項の表 参照】</p> <p><u>2 教育委員会における施策等に関し必要な総合調整を図るため，教育総務部教育総務課を教育委員会内の総合調整機能を有する課とする。</u></p> <p><u>3 事務局(藤沢公民館及び村岡公民館を除く。)は，地域主体のまちづくりを推進するため，市民センター並びに藤沢公民館及び村岡公民館の所掌事務について，支援を行うものとする。</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の総合調整</p> <p>(2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括</p> |

- (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理
- (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免, 分限, 賞罰及び給与に関すること。
- (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。
- (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整
- (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整
- (8) 教育委員会における予算(経常的経費に係る予算に限る。)の編成及び配当, 予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際, 儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案, 規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 学校用務員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。

- (15) 生涯学習に関すること。
- (16) 教育委員会における他課に属しない事務
- (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

- (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理
- (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免, 分限, 賞罰及び給与に関すること。
- (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。
- (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整
- (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整
- (8) 教育委員会における予算(経常的経費に係る予算に限る。)の編成及び配当, 予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際, 儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案, 規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 栄養士, 学校用務員及び学校給食調理員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。
- (15) 学校給食の企画, 運営及び指導に関すること。
- (16) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理
- (17) 学校給食会に関すること。
- (18) 教育委員会における他課に属しない事務
- (19) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (20) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する

(19) 教育委員会の庶務

学校教育企画課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 教育委員会の点検・評価に関すること。
- (4) 学校支援並びに家庭及び地域連携に関すること。
- (5) ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関すること。
- (6) 教育文化センターに関すること。
- (7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。
- (8) 指定管理者に対する運営指導
- (9) 学校の情報処理システムの運用管理

教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。
- (5) 教育資料に関すること。
- (6) 特別支援教育に関すること。

こと。

(21) 教育委員会の庶務

教育政策推進課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 学校支援及び地域連携に関すること。
- (4) ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」に関すること。

教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。
- (5) 教育資料に関すること。
- (6) 特別支援教育に関すること。
- (7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。

(7) 教科用図書採択審議委員会の庶務

(8) 学校教育相談センターに関すること。

(9) 幼児教育との連携に関すること。

(10) 学校評価に関すること。

(11) いじめ防止対策に関すること。

(12) 中学校学習支援事業に関すること。

(13) 学校支援ボランティアに関すること。

学務保健課

(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。

(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。

(3) 通学区域の設定及び改廃

(4) 学級編制に関すること。

(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申

(6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生

(7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。

(8) 児童及び生徒の事故措置

(9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。

(10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。

(8) 教科用図書採択審議委員会の庶務

(9) 教育文化センターに関すること。

(10) 指定管理者に対する運営指導

(11) 学校教育相談センターに関すること。

(12) 幼児教育との連携に関すること。

(13) 学校評価に関すること。

学務保健課

(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。

(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。

(3) 通学区域の設定及び改廃

(4) 学級編制に関すること。

(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申

(6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生

(7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。

(8) 児童及び生徒の事故措置

(9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。

(10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。

- (11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関する事。
- (12) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (13) 学校保健会に関する事。

学校給食課

- (1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関する事。
- (2) 学校給食の企画，運営及び指導に関する事。
- (3) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理
- (4) 学校給食会に関する事。

学校施設課

- (1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定
- (2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分申請に関する事。
- (3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。
- (4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。
- (5) 教育財産の災害共済に関する事。

- (11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関する事。
- (12) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (13) 学校保健会に関する事。

学校施設課

- (1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定
- (2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分申請に関する事。
- (3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。
- (4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。
- (5) 教育財産の災害共済に関する事。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の推進，企画及び調整
- (2) 社会教育事業に係る企画及び実施

- (3) 文化財保護に関すること。
- (4) 社会教育関係団体に関すること。
- (5) 社会教育委員会議の庶務
- (6) 生涯学習推進本部の庶務
- (7) 公民館の総括に関すること。
- (8) 地名の研究に関すること。
- (9) 博物館の建設準備
- (10) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する
こと。
- (11) 生涯学習部の庶務
- (12) 生涯学習部内の他課に属しない事務

文化推進課

- (1) 文化振興事業の企画及び実施
- (2) 文化事業の推進に関すること。
- (3) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部の運営指導
及び連絡調整
- (4) 市民ギャラリーに関すること。
- (5) 文化振興基金に関する事務の補助執行
- (6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡
調整の補助執行
- (7) 市民会館の運営管理の補助執行

(8) 湘南台文化センターに関する事務の補助執行

(9) 指定管理者に対する運営指導

総合市民図書館

(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整

(2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可

(3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス

(4) 図書館資料の収集、整理及び保存

(5) 視聴覚機材の貸出し

(6) 視聴覚ライブラリーの運営管理

(7) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助

(8) 図書館類縁機関等との連絡及び協力

(9) 読書活動等の調査、企画及び実施

(10) 読書会等の育成及び援助

(11) 市民図書室の運営管理

(12) 図書館協議会の庶務

(13) 図書館資料の広域利用に関すること。

(14) 点字図書及び録音図書の制作及び貸出し並びに点字ボランティア及び録音ボランティアの育成指導

スポーツ課

(1) スポーツ振興の総合企画及び連絡調整

(教育部に属する教育機関)

第5条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成9年藤沢市条例第46号)第1条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌

(2) スポーツ施設整備計画の策定と実施

(3) スポーツ振興事業の企画及び実施

(4) スポーツ・レクリエーションの奨励普及

(5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導

(6) スポーツ推進審議会の庶務

(7) スポーツ施設に関すること。

(8) スポーツ広場の使用許可に関すること。

(9) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。

(10) 学校体育施設の開放に関すること。

(11) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理

(12) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理

(13) 民間体育施設の開放に関すること。

(14) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整

(15) スポーツ振興基金に関すること。

(16) スポーツ課の庶務

(17) 指定管理者に対する運営指導

(教育総務部に属する教育機関)

第5条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成9年藤沢市条例第46号)第1条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌

事務は、合同調理場の運営及び管理とする。

2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第1条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯教育の調査研究
- (2) 教育内容の改善に関する研究
- (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し
- (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施

3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。
- (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。

4 藤沢市学校教育相談センター条例(平成19年藤沢市条例第31号)第1条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの諸掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること。
- (2) 相談支援教室に関すること。
- (3) 就学相談に関すること。
- (4) 学校教育相談センターの管理運営に関すること。

(平成15教委規則6・平成20教委規則5・一部改正)

事務は、合同調理場の運営及び管理とする。

2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第1条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯教育の調査研究
- (2) 教育内容の改善に関する研究
- (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し
- (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施

3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。
- (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。

4 藤沢市学校教育相談センター条例(平成19年藤沢市条例第31号)第1条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの諸掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること。
- (2) 相談支援教室に関すること。
- (3) 就学相談に関すること。
- (4) 学校教育相談センターの管理運営に関すること。

(平成15教委規則6・平成20教委規則5・一部改正)

(生涯学習部に属する教育機関)

第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育事業の企画及び実施

(2) 館の管理運営及び施設の使用許可

(3) 公民館施設の目的外使用許可

(4) 学習相談に関すること。

(5) 社会教育団体活動の支援

(6) 国際教育推進事業に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(7) 学校安全対策に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(8) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理, 維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(9) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(10) 文化財保護に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(11) 地区スポーツ振興に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (12) 災害証明書の交付に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (13) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (14) 地域まちづくり基金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (15) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (16) 自治会等の支援並びに地縁による団体の認可及び認可地縁団体の印鑑登録に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (17) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (18) 地域コミュニティ拠点施設整備の補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (19) 防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (20) 防犯灯の設置及び維持管理に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (21) 市民の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (22) 災害時における要援護者に対する支援体制に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (23) 地区ボランティアセンターの運営等に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (24) 高齢者福祉団体の運営に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (25) 敬老事業に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (26) 子育て支援に係る情報及び活動の場の提供に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (27) 市立保育所の運営管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (28) 児童館及び地域子供の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (29) 放課後子ども教室推進事業に関する事務に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (30) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (31) 生活被害に係る有害鳥獣の捕獲等に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (32) スズメバチの巣の駆除に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢

公民館及び村岡公民館に限る。)

(33) 生活環境団体の育成及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(34) 美化の推進に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(35) 一般廃棄物処理手数料減免決定に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(36) 江の島岩屋の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(37) 江の島サムエル・コッキング苑の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(38) 水利組合補助金交付に係る関係書類の取次に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(39) 地区内の屋外広告物対策に係る企画, 調査及び調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(40) 公園緑地及び市有山林等の土地境界証明書の交付に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(41) 公園緑地(予定地を含み, 指定管理者の公園を除く。)の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(42) 公園緑地の賃貸借及び使用貸借に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (43) 公園緑地(予定地を含む。)の占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (44) 公園緑地の自費施工工事の許可及び指導並びに完了検査に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (45) 公園の改良及び修繕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (46) 公園愛護会の設立、運営及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (47) 街路樹の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (48) 樹木及び生垣の保存指定及び解除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (49) 保存樹木等の奨励金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (50) 市有山林(公園緑地以外の緑地を含む。)の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (51) 特別緑地保全地区の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (52) 憩いの森の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館に限る。)
- (53) 松くい虫の防除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (54) 緑の広場(家庭菜園を含む。)の指定, 解除及び維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (55) 地区内の狭あい道路の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (56) 交通安全施設の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (57) 交通安全思想の普及啓発に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (58) 交通安全に係る各種事業の企画, 推進及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (59) 交通安全団体の育成指導並びに関係機関及び諸団体との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (60) 地区交通安全対策協議会の庶務に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (61) 道路, 水路及び準用河川の管理者以外の者の施工承認に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (62) 道路, 水路及び準用河川の占有許可に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (63) 地区内の道路, 水路及び準用河川の不法占拠の是正に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (64) 地区内の地下壕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公

民館に限る。)

(65) 地区内の一般市道の新設及び改良並びに歩道の築造に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(66) 街路用地の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(67) 地区内の道路(照明灯の施設を含む。)補修の調整, 計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(68) 地区内の道路の新設舗装, 舗装打ち換えの計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(69) 地区内の道路排水, 法面保護等のための施設の計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(70) 地区内の私道舗装の指導及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(71) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(72) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(73) 救急搬送証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(74) 火災によるり災の証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

(75) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)

(76) 障がい者及び障がいのある児童の援護に係る補助に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)

(77) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による事業の推進に係る補助に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)

(78) 交際及び儀礼に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

2 藤沢市民ギャラリー条例(昭和61年藤沢市条例第17号)第1条の規定に基づき設置された市民ギャラリーの所掌事務は、市民ギャラリーの運営管理とする。

3 藤沢市図書館に関する条例(昭和61年藤沢市条例第36号)第1条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書館活動の計画及び実施

(2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可

(3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス

(4) 図書館資料の収集、整理及び保存

(5) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助

(6) 図書館類縁機関等との連絡及び協力

(7) 読書活動等の調査、企画及び実施

(関連事務の処理)

第6条 所管すべき課が明確でない事務の所管については、部長が定めるものとする。

(教育長の職務)

第7条 教育長の職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)

第8条 教育委員会の事務決裁については、藤沢市事務決裁規程(昭和63年藤沢市訓令甲第5号)の例による。

(専決事項)

第9条 前条の規定にかかわらず、教育長及び決裁責任者の決裁及び専決事項は、別表第2のとおりとする。

(事務分担)

第10条 課長は、所属職員の事務分担を定めなければならない。

2 課長(教育総務課長を除く。)は、前項の規定により事務分担を定めたときは、教育総務課長に通知しなければならない。

(相互援助)

第11条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙等であるときは、課間において相互援助し合わなければならない。

2 課内において所属職員は緩急に応じ互いに援助し合わなければならない。

(8) 読書会等の育成及び援助

(関連事務の処理)

第7条 所管すべき部又は課等が明確でない事務の所管については、部間にあつては教育長が、課等間にあつては部長が定めるものとする。

(教育長の職務)

第8条 教育長の職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)

第9条 教育委員会の事務決裁については、藤沢市事務決裁規程(昭和63年藤沢市訓令甲第5号)の例による。

(専決事項)

第10条 前条の規定にかかわらず、教育長及び決裁責任者の専決事項は、別表第2のとおりとする。

(事務分担)

第11条 課等の長は、所属職員の事務分担を定めなければならない。

2 課等の長(教育総務課長を除く。)は、前項の規定により事務分担を定めたときは、教育総務課長に通知しなければならない。

(相互援助)

第12条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙等であるときは、部間又は課等間において相互援助し合わなければならない。

2 課等内において所属職員は緩急に応じ互いに援助し合わなければならない。

(文書の取扱い)

第12条 事務局における文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程(平成4年藤沢市訓令甲第2号)の定めるところによる。この場合において、「文書主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「文書主管課」とあるのは「教育総務課」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(公印等)

第13条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第3のとおりとし、そのひな型は別表第4のとおりとする。

2 前項の公印の取扱いについては、藤沢市公印規則(昭和32年藤沢市規則第17号)の定めるところによる。この場合において、「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。

(職務代理者の指名)

第14条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育部長がその職務を代理する。ただし、教育次長の職を置くときは、教育次長がその職務を代理することとする。

(職務代理の教育長印の使用)

第15条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、前条の規定により職務を代理する者が使用する公印は教育長印とする。

(職員の服務等)

第16条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与

(文書の取扱い)

第13条 事務局における文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程(平成4年藤沢市訓令甲第2号)の定めるところによる。この場合において、「文書主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「文書主管課」とあるのは「教育総務課」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(公印等)

第14条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第3のとおりとし、そのひな型は別表第4のとおりとする。

2 前項の公印の取扱いについては、藤沢市公印規則(昭和32年藤沢市規則第17号)の定めるところによる。この場合において、「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。

(職務代理者の指名)

第15条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育総務部長がその職務を代理する。

(職務代理の教育長印の使用)

第16条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、前条の規定により職務を代理する者が使用する公印は教育長印とする。

(職員の服務等)

第17条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与

及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(配置換の特例)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる部、課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日において同表の右欄に定める部、課に勤務を命ぜられた者となるものとする。

【附則第2項の表 参照】

及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。

第3条第1項の表

改正後 (案)

| | |
|-----|---------|
| 教育部 | 教育総務課 |
| | 学校教育企画課 |
| | 教育指導課 |
| | 学務保健課 |
| | 学校給食課 |
| | 学校施設課 |

現行

| | |
|-------|---------|
| 教育総務部 | 教育総務課 |
| | 教育政策推進課 |
| | 学務保健課 |
| | 教育指導課 |
| | 学校施設課 |
| 生涯学習部 | 生涯学習課 |
| | 文化推進課 |
| | 総合市民図書館 |
| | スポーツ課 |

別表第2（第10条関係）

共通事務決裁表

改正後（案）

| 事務の種類 | 決裁事項 | | 決裁区分 | 合議 | 備考 | |
|--------|---|---------|------|-------|-------|--|
| 庶務 | 事務引継 | 部長等 | 教育長 | | | |
| | 事務局に属する重要な調査，報告，進達，副申，指令，通知，申請，照会，回答 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 教育委員会議案 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 規程等の制定改廃 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 公示 | 特に重要なもの | | 教育長 | 教育総務課 | |
| | | 重要なもの | | 部長 | | |
| | | 軽易なもの | | 課長 | | |
| 後援等の許可 | | 課長 | | | | |
| 人事 | 職務専念義務の免除 | | 部長等 | 教育長 | | |
| | 年次休暇 | 4日以上のもの | 部長等 | 教育長 | | |
| | 非常勤職員(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱 | | 部長 | 教育総務課 | | |

備考 この表において，教育次長の職を置くときは，部長の決裁及び専決事項は，教育次長の決裁及び専決事項とする。

現行

| 事務の種類 | 決裁事項 | | 決裁区分 | 合議 | 備考 | |
|--------|---|---------|------|-------|-------|--|
| 庶務 | 事務引継 | 部長等 | 教育長 | | | |
| | 事務局に属する重要な調査，報告，進達，副申，指令，通知，申請，照会，回答 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 教育委員会議案 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 規程等の制定改廃 | | 教育長 | 教育総務課 | | |
| | 公示 | 特に重要なもの | | 教育長 | 教育総務課 | |
| | | 重要なもの | | 部長 | | |
| | | 軽易なもの | | 課等の長 | | |
| 後援等の許可 | | 課等の長 | | | | |
| 人事 | 職務専念義務の免除 | | 部長等 | 教育長 | | |
| | 年次休暇 | 4日以上のもの | 部長等 | 教育長 | | |
| | 非常勤職員(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱 | | 部長 | 教育総務課 | | |

固有事務決裁表

改正後（案）

| 課名 | 事務の種類 | 決裁事項 | | 決裁区分 | 合議 | 備考 |
|-------|-----------------------|-------------------------------|-----------|------|-----|----|
| 教育総務課 | 人事計画 | 教育委員会職員の採用計画の実施 | | 部長 | 職員課 | |
| | 教育委員会職員の任免、 分限、賞罰等 | 職員の任免 | 上級主査以下の職員 | 教育長 | 職員課 | |
| | | 職員の休職又は復職の決定 | 上級主査以下の職員 | 教育長 | 職員課 | |
| | | 嘱託の任免 | | 教育長 | 職員課 | |
| | | 臨時職員の任用 | | 課長 | | |
| | | 育児休業、介護休暇及びボランティア休暇の決定 | | 部長 | 職員課 | |
| | | 職員のき章の交付、職員の身分証明書の発行、身上諸届の受理等 | | 課長 | | |
| | 共済 | 共済組合事務一般 | | 課長 | | |
| | 文書の処理 | 公印の新調、改刻、廃止 | | 部長 | | |
| | | 公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させる。) | | 課長 | | |
| | 庶務 | 事務量の測定及び職員定数の管理 | | 部長 | | |
| | | 事務事業の調査、企画並びに進行管理の総括 | | 課長 | | |
| | | 経常的経費に係る予算の編成及び配当、予算の執行管理 | | 課長 | | |

| | | | | | |
|---------|---------------------------|----------------------------|-----|------------------|--|
| | | 並びに決算状況の把握 | | | |
| 学校教育企画課 | 教育政策 | 教育振興基本計画の策定 | 教育長 | 教育総務課 生涯学習総務課 | |
| | | 点検・評価報告書の作成 | 教育長 | 教育総務課 生涯学習総務課 | |
| | 学校支援 | 学校支援並びに家庭及び地域連携 | 課長 | | |
| | ふじさわティーチャーズ カレッジ「学びあい」 | ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」の運営管理 | 部長 | 教育総務課 | |
| | 教育文化センター | 教育文化センター運営計画の策定 | 部長 | | |
| | | 教育史編さん事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 藤沢の自然編さん事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 研究及び研修の事業計画の作成 | 部長 | | |
| | | 教育史の編集 | 課長 | | |
| | | 出版物の編集及び発行 | 課長 | | |
| | | 研究及び研修の事業の実施 | 課長 | | |
| | 八ヶ岳野外体験教室 | 八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画，指導計画の作成 | 課長 | | |
| | | 八ヶ岳野外体験教室の管理運営 | 課長 | | |
| | | 指定管理者に対する運営指導 | 部長 | | |

| | | | | | |
|---------|--------------|---------------------------------|-----|-------|--|
| | 学校情報処理 | 学校情報処理システムの運用管理 | 課長 | | |
| 教育指導課 | 学校教育指導 | 学校教育指導計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校教育指導の実施 | 課長 | | |
| | | 教員の研修・研究 | 課長 | | |
| | 特別支援教育 | 障がい児の就学指導 | 課長 | | |
| | 学校教育相談センター | 学校教育相談センター運営計画の策定 | 部長 | | |
| | | 相談支援教室の管理運営 | 課長 | | |
| | | 教育相談事業全般 | 課長 | | |
| いじめ防止対策 | いじめ防止対策の実施 | 課長 | | | |
| 学務保健課 | 就学 | 就学義務の猶予及び免除 | 教育長 | 教育指導課 | |
| | | 学級編成 | 教育長 | | |
| | | 児童及び生徒の就学援助の認定 | 部長 | | |
| | | 児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定 | 部長 | | |
| | | 児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。) | 課長 | | |
| | 県費負担教職員の人事管理 | 県費負担教職員の人事計画 | 教育長 | | |
| | | 休職の内申 | 教育長 | | |
| | | 長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦 | 教育長 | | |

| | | | | | |
|-------|------------|--|-----|--|--|
| | | 昇任, 昇格, 昇給の内申 | 教育長 | | |
| | | 勤務評定 | 教育長 | | |
| | | 事故報告 | 教育長 | | |
| | | 復職, 育児休業の内申 | 部長 | | |
| | | 管理職の研修計画 | 部長 | | |
| | | 県費負担教職員の福利厚生等 | 部長 | | |
| | | 臨時的職員, 非常勤職員の任用内申 | 課長 | | |
| | | 公務災害に係る申請手続 | 課長 | | |
| | | 免許状等申請手続 | 課長 | | |
| | 市費講師の人事管理 | 市費講師の任用計画 | 部長 | | |
| | 職員団体 | 職員団体に関する事項 | 部長 | | |
| | 学校保健及び学校安全 | 藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給 | 教育長 | | |
| | | 児童及び生徒の健康診断の実施 | 課長 | | |
| | | 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求 | 課長 | | |
| | | 就学時の健康診断の実施 | 課長 | | |
| 学校給食課 | 学校給食 | 学校給食に係る事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校給食の運営及び指導 | 課長 | | |

| | | | | | |
|-------|-----------|---------------------------------------|-----|--|--|
| | | 学校給食の施設管理 | 課長 | | |
| 学校施設課 | 学校教育施設 | 学校教育施設の改築及び増築計画の策定 | 部長 | | |
| | 国庫補助 | 学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分の申請, 報告 | 教育長 | | |
| | 学校教育財産の管理 | 学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出 | 教育長 | | |
| | | 目的外使用 | 部長 | | |
| | | 学校施設の使用許可 | 課長 | | |

備考 この表において、教育次長の職を置くときは、部長の決裁及び専決事項は、教育次長の決裁及び専決事項とする。

現行

| 課等名 | 事務の種類 | 決裁事項 | | 決裁区分 | 合議 | 備考 |
|-------|-----------------------|------------------------|-----------|------|-----|----|
| 教育総務課 | 人事計画 | 教育委員会職員の採用計画の実施 | | 部長 | 職員課 | |
| | 教育委員会職員の任免、 分限、賞罰等 | 職員の任免 | 上級主査以下の職員 | 教育長 | 職員課 | |
| | | 職員の休職又は復職の決定 | 上級主査以下の職員 | 教育長 | 職員課 | |
| | | 嘱託の任免 | | 教育長 | 職員課 | |
| | | 臨時職員の任用 | | 課等の長 | | |
| | | 育児休業、介護休暇及びボランティア休暇の決定 | | 部長 | 職員課 | |

| | | | | | |
|---------|---------------------------|---|------|----------------|--|
| | | 職員のき章の交付，職員の身分証明書の発行，身上諸届 の受理等 | 課等の長 | | |
| | 共済 | 共済組合事務一般 | 課等の長 | | |
| | 文書の処理 | 公印の新調，改刻，廃止 | 部長 | | |
| | | 公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させ る。) | 課等の長 | | |
| | 庶務 | 事務量の測定及び職員定数の管理 | 部長 | | |
| | | 事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括 | 課等の長 | | |
| | | 経常的経費に係る予算の編成及び配当，予算の執行管理 並びに決算状況の把握 | 課等の長 | | |
| | 学校給食 | 学校給食に係る事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校給食の運営及び指導 | 課等の長 | | |
| | | 学校給食の施設管理 | 課等の長 | | |
| 教育政策推進課 | 教育政策 | 教育振興基本計画の策定 | 教育長 | 教育総務課 生涯学習課 | |
| | 学校支援 | 学校支援及び地域連携 | 課等の長 | | |
| | ふじさわティーチャーズ カレッジ「学びあい」 | ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」の運営管 理 | 部長 | 教育総務課 | |
| 学務保健課 | 就学 | 就学義務の猶予及び免除 | 教育長 | 教育指導課 | |

| | | | | |
|--------------|---------------------------------|------|--|--|
| | 学級編成 | 教育長 | | |
| | 児童及び生徒の就学援助の認定 | 部長 | | |
| | 児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定 | 部長 | | |
| | 児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。) | 課等の長 | | |
| 県費負担教職員の人事管理 | 県費負担教職員の人事計画 | 教育長 | | |
| | 休職の内申 | 教育長 | | |
| | 長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦 | 教育長 | | |
| | 昇任, 昇格, 昇給の内申 | 教育長 | | |
| | 勤務評定 | 教育長 | | |
| | 事故報告 | 教育長 | | |
| | 復職, 育児休業の内申 | 部長 | | |
| | 管理職の研修計画 | 部長 | | |
| | 県費負担教職員の福利厚生等 | 部長 | | |
| | 臨時的職員, 非常勤職員の任用内申 | 課等の長 | | |
| | 公務災害に係る申請手続 | 課等の長 | | |
| | 免許状等申請手続 | 課等の長 | | |
| 市費講師の人事管理 | 市費講師の任用計画 | 部長 | | |

| | | | | | |
|--------|------------|--|------|--|--|
| | 職員団体 | 職員団体に関する事項 | 部長 | | |
| | 学校保健及び学校安全 | 藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給 | 教育長 | | |
| | | 児童及び生徒の健康診断の実施 | 課等の長 | | |
| | | 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求 | 課等の長 | | |
| | | 就学時の健康診断の実施 | 課等の長 | | |
| 教育指導課 | 学校教育指導 | 学校教育指導計画の策定 | 部長 | | |
| | | 学校教育指導の実施 | 課等の長 | | |
| | | 教員の研修・研究 | 課等の長 | | |
| | 特別支援教育 | 障がい児の就学指導 | 課等の長 | | |
| | 八ヶ岳野外体験教室 | 八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成 | 課等の長 | | |
| | | 八ヶ岳野外体験教室の管理運営 | 課等の長 | | |
| | | 指定管理者に対する運営指導 | 部長 | | |
| | 教育文化センター | 教育文化センター運営計画の策定 | 部長 | | |
| | | 教育史編さん事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 藤沢の自然編さん事業計画の策定 | 部長 | | |
| | | 研究及び研修の事業計画の作成 | 部長 | | |
| 教育史の編集 | | 課等の長 | | | |

| | | | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|------|--|--|
| | | 出版物の編集及び発行 | 課等の長 | | |
| | | 研究及び研修の事業の実施 | 課等の長 | | |
| | | 教育情報の収集及び提供 | 課等の長 | | |
| | 学校教育相談センター | 学校教育相談センター運営計画の策定 | 部長 | | |
| | | 相談支援教室の管理運営 | 課等の長 | | |
| | | 教育相談事業全般 | 課等の長 | | |
| 学校施設課 | 学校教育施設 | 学校教育施設の改築及び増築計画の策定 | 部長 | | |
| | 国庫補助 | 学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分の申請, 報告 | 教育長 | | |
| | 学校教育財産の管理 | 学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出 | 教育長 | | |
| | | 目的外使用 | 部長 | | |
| | | 学校施設の使用許可 | 課等の長 | | |
| 生涯学習課 | 生涯学習 | 生涯学習推進基本方針の策定 | 部長 | | |
| | | 生涯学習の推進, 企画及び調整 | 課等の長 | | |
| | | 生涯学習推進本部の庶務 | 課等の長 | | |
| | 社会教育 | 社会教育の推進, 企画及び調整 | 課等の長 | | |
| | | 事業の企画及び実施 | 課等の長 | | |
| | | 社会教育委員会議の庶務 | 課等の長 | | |

| | | | | |
|-------------|-----------------------------------|------|--|--|
| | 公民館運営審議会の庶務 | 課等の長 | | |
| | 公民館事業計画基本方針の策定 | 部長 | | |
| | 公民館整備計画の策定 | 部長 | | |
| | 公民館の整備及び管理運営の総括並びに調整 | 課等の長 | | |
| | 公民館事業の調整 | 課等の長 | | |
| 文化財 | 文化財の保護及び普及 | 課等の長 | | |
| | 国・県指定文化財現状変更の意見具申 | 教育長 | | |
| | 史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可，取消， 停止命令 | 課等の長 | | |
| | 埋蔵文化財保護の指導及び調整 | 課等の長 | | |
| | 文化財保護委員会の庶務 | 課等の長 | | |
| 公開活用 | 資料等の公開活用に関する基本計画の策定 | 部長 | | |
| | 公開活用の企画及び実施 | 課等の長 | | |
| | 出版物の編集及び発行 | 課等の長 | | |
| 博物館 | 博物館の建設計画 | 部長 | | |
| | 博物館の調査研究，情報収集及び分析等 | 課等の長 | | |
| 博物館資料の収集・調査 | 博物館資料等の収集，調査研究・整理保管の基本計画の | 部長 | | |
| 研究・整理保管 | 策定 | | | |
| | 博物館資料収集検討会の庶務 | 課等の長 | | |

| | | | | | |
|---------|----------|------------------------------------|------|--|--|
| | | 藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集，調査研究及び整理保管等 | 課等の長 | | |
| | 博物館資料の貸出 | 博物館資料等の貸出，掲載 | 課等の長 | | |
| | 博物館実習 | 実習生の受入及び評価等 | 課等の長 | | |
| | 公民館事業 | 公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施 | 課等の長 | | |
| | 公民館の運営管理 | 公民館施設の管理運営 | 公民館長 | | |
| | | 公民館施設の使用許可 | 公民館長 | | |
| | | 公民館施設の目的外使用許可 | 公民館長 | | |
| | | 4,000万円未満までの不動産の賃借(支出命令を除く。) | 公民館長 | | |
| 文化推進課 | 文化振興 | 文化事業の基本計画の作成 | 教育長 | | |
| | | 基本計画に基づく運営計画の作成 | 部長 | | |
| | | 文化事業の企画及び実施 | 課等の長 | | |
| | | 公益財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整 | 課等の長 | | |
| | | 指定管理者に対する運営指導 | 部長 | | |
| | 市民ギャラリー | 市民ギャラリーの運営管理 | 課等の長 | | |
| | | 市民ギャラリー運営協議会の庶務 | 課等の長 | | |
| 総合市民図書館 | 図書館運営 | 図書館資料の広域利用協定 | 教育長 | | |

| | | | | | |
|-------|---------|----------------------|------|------|--|
| | | 大学図書館との相互利用協定 | 教育長 | | |
| | | 図書館業務の総合企画の策定 | 部長 | | |
| | | 図書館類縁機関等との連絡及び協力 | 課等の長 | | |
| | | 図書館協議会の庶務 | 課等の長 | | |
| | | 視聴覚ライブラリーの運営管理 | 課等の長 | | |
| | | 図書館の管理運営 | 課等の長 | | |
| | | 図書館施設の使用許可 | 課等の長 | | |
| | | 市民図書室の運営管理 | 課等の長 | 公民館長 | |
| | 図書館活動 | 図書館資料の貸出, 閲覧, レファレンス | 課等の長 | | |
| | | 図書館資料の収集, 整理及び保存 | 課等の長 | | |
| | | 視聴覚機材の貸出 | 課等の長 | | |
| | | 集会並びに展示活動の企画, 奨励及び援助 | 課等の長 | | |
| | | 読書活動等の調査及び企画 | 課等の長 | | |
| | | 読書会等の育成及び援助 | 課等の長 | | |
| | 点字図書館運営 | 点字図書及び録音図書の制作並びに貸出 | 課等の長 | | |
| | | 点字及び録音のボランティアの育成指導 | 課等の長 | | |
| スポーツ課 | スポーツの振興 | スポーツ振興の基本計画の策定 | 部長 | | |
| | | スポーツ施設の整備計画 | 部長 | | |
| | | スポーツ推進審議会の庶務 | 課等の長 | | |

| | | | | |
|--|------------------------------------|------|--|--|
| | 基本計画に基づく運営計画の策定 | 課等の長 | | |
| | スポーツ振興に係る調査、研究及び企画 | 課等の長 | | |
| | スポーツ・レクリエーションの奨励普及、振興事業の実施 | 課等の長 | | |
| | スポーツ広場及び学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納 | 課等の長 | | |
| | 公益財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整 | 課等の長 | | |
| | 学校体育施設の開放 | 課等の長 | | |
| | まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理 | 課等の長 | | |
| | 指定管理者に対する運営指導 | 部長 | | |

別表第3（第14条関係）

改正後（案）

| 公印の名称 | ひな形 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 印材 | 個数 | 用途 | 管守者 |
|--------------------------|-----|-----|----------------|----|----|--------------|--------|
| 藤沢市教育委員会教育長之印 文化芸術課専用 | 14 | てん書 | 方21 | 木印 | 1 | 後援等の許可に関する事務 | 文化芸術課長 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|----|-----|-----|----|---|--------------|----------|
| 藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用 | 15 | てん書 | 方21 | 木印 | 1 | スポーツ施設使用許可事務 | スポーツ推進課長 |
|-----------------------------|----|-----|-----|----|---|--------------|----------|

現行

| 公印の名称 | ひな形 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 印材 | 個数 | 用途 | 管守者 |
|-----------------------------|-----|-----|----------------|----|----|--------------|--------|
| 藤沢市教育委員会教育長之印文化推進課専用 | 14 | てん書 | 方21 | 木印 | 1 | 後援等の許可に関する事務 | 文化推進課長 |
| 藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用 | 15 | てん書 | 方21 | 木印 | 1 | スポーツ施設使用許可事務 | スポーツ課長 |

附則第2項の表

| 部, 課 | | 部, 課 | |
|-------|------------------|------|------------------|
| 教育総務部 | 教育総務課 | 教育部 | 教育総務課 |
| | 教育総務課西部学校給食合同調理場 | | 学校給食課西部学校給食合同調理場 |
| | 学務保健課 | | 学務保健課 |
| | 教育指導課 | | 教育指導課 |
| | 教育指導課学校教育相談センター | | 教育指導課学校教育相談センター |

| | | | |
|--|----------------|--|------------------|
| | 教育指導課教育文化センター | | 学校教育企画課教育文化センター |
| | 教育指導課八ヶ岳野外体験教室 | | 学校教育企画課八ヶ岳野外体験教室 |
| | 学校施設課 | | 学校施設課 |

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第4号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| <p>○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 平成20年3月25日 教委規則第4号</p> <p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 1件20,000,000円以上の<u>学校及び教育部に属する教育機関に係る教育財産の取得を申し出ること。</u></p> <p>(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。</p> | <p>○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 平成20年3月25日 教委規則第4号</p> <p>（委任事項）</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得を申し出ること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。</p> |

- (8) 学校及び教育部に属するその他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 1件90,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る工事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員, スポーツ推進審議会委員, 公民館運営審議会委員, 文化財保護委員, 教科用図書採択審議会委員, 学校事故措置委員会委員, 市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願, 訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 1件20,000,000円以上の工事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員, スポーツ推進審議会委員, 公民館運営審議会委員, 文化財保護委員, 教科用図書採択審議会委員, 学校事故措置委員会委員, 市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願, 訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| <p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第7号</p> <p>（職種名）</p> <p>第3条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <p>【第3条の表 参照】</p> <p>（事務局における職）</p> <p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、課に課長を、<u>学校教育企画課及び教育指導課</u>に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により、事務局に教育次長を、部及び担当に担当部長及び参事を、課に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p>（教育機関における職）</p> | <p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第7号</p> <p>（職種名）</p> <p>第3条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <p>【第3条の表 参照】</p> <p>（事務局における職）</p> <p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、<u>図書館に館長を</u>、課に課長を、<u>教育指導課</u>に指導主事を、<u>生涯学習課に地域支援担当主幹</u>を置く。</p> <p>2 必要により、事務局に教育次長を、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び<u>図書館</u>に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p>（教育機関における職）</p> |

第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(市民ギャラリー並びに南市民図書館，辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。

2 必要により，教育機関に主幹，主幹補佐，館長補佐，センター長，所長，指導主事，センター長補佐，上級主査，主査，上級研究主事，研究主事，上級班長，主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は，それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(市民ギャラリー並びに南市民図書館，辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。

2 必要により，教育機関に主幹，主幹補佐，館長補佐，センター長，所長，指導主事，センター長補佐，上級主査，主査，上級研究主事，研究主事，上級班長，主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は，それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

第3条の表

改正後（案）

| 区分 | 職種名 |
|-------------|-------------------|
| 事務職員に属する者 | 事務員，社会教育主事，司書，学芸員 |
| 技術職員に属する者 | 技術員，養護師，栄養士 |
| 技能労務職員に属する者 | 学校用務員，学校給食調理員 |

現行

| 区分 | 職種名 |
|-------------|-------------------------------|
| 事務職員に属する者 | 事務員，社会教育主事，司書，学芸員 |
| 技術職員に属する者 | 技術員，養護師，栄養士 |
| 技能労務職員に属する者 | 学校用務員， <u>公民館用務員</u> ，学校給食調理員 |

別表第1（第4条関係）

改正後（案）

| 指揮監督者の職 | 職 | 職の総称 |
|---------|------------|------|
| 教育長 | 教育次長 部長 | 部長等 |

| | | |
|--------------------|----------------|-------|
| 部長等 | 担当部長 | 担当部長 |
| | 参事 | 所長等 |
| 部長等，担当部長又は所長等 | 課長，主幹 | 課長等 |
| 所長等又は課長等 | 課長補佐，主幹補佐，指導主事 | 課長補佐等 |
| 課長補佐等又は課長補佐等より上位の職 | 上級主査，主査，上級班長 | 主査等 |
| 主査等又は主査等より上位の職 | 主任，班長 | 主任等 |

現行

| 指揮監督者の職 | 職 | 職の総称 |
|--------------------|----------------|-------|
| 教育長 | 教育次長 | 部長等 |
| | 部長 | |
| 部長等 | 担当部長 | 担当部長 |
| | 参事，総合市民図書館長 | 所長等 |
| 部長等，担当部長又は所長等 | 課長，主幹 | 課長等 |
| 所長等又は課長等 | 課長補佐，主幹補佐，指導主事 | 課長補佐等 |
| 課長補佐等又は課長補佐等より上位の職 | 上級主査，主査，上級班長 | 主査等 |
| 主査等又は主査等より上位の職 | 主任，班長 | 主任等 |

別表第2（第5条関係）

改正後（案）

| 指揮監督者の職 | 職 | 職の総称 |
|--|--|-------|
| 部長又は参事 | 教育文化センター長 学校教育相談センター長 公民館長 図書館長 | 課長等 |
| 所長等 | 主幹 | |
| 学校教育企画課長 | 八ヶ岳野外体験教室長 | 課長補佐等 |
| 学校教育企画課長，教育指導課長，教育文化センター長又は学校教育相談センター長 | 指導主事 | |
| 学校給食課長 | 西部学校給食合同調理場長 | |
| 課長等 | 課長補佐，主幹補佐 | |
| 課長補佐等又は課長補佐等より上位の職 | 上級主査，主査，上級研究主事，研究主事，上級班長 | 主査等 |
| 主査等又は主査等より上位の職 | 主任，班長 | 主任等 |

現行

| 指揮監督者の職 | 職 | 職の総称 |
|---------|---|------|
|---------|---|------|

| | | |
|--------------------------------|----------------------------------|-------|
| 部長又は参事 | 教育文化センター長 学校教育相談センター長 公民館長 | 課長等 |
| 所長等 | 主幹 | |
| 教育指導課長 | 八ヶ岳野外体験教室長 | 課長補佐等 |
| 教育指導課長, 教育文化センター長又は学校教育相談センター長 | 指導主事 | |
| 教育総務課長 | 西部学校給食合同調理場長 | |
| 公民館長又は主幹 | 公民館長補佐 | |
| 課長等 | 課長補佐, 主幹補佐 | |
| 課長補佐等又は課長補佐等より上位の職 | 上級主査, 主査, 上級研究主事, 研究主事, 上級班長 | 主査等 |
| 主査等又は主査等より上位の職 | 主任, 班長 | 主任等 |

藤沢市公民館条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p><u>第4条</u> <u>削除</u></p> | <p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において総括し、及び処</u> <u>理する。</u></p> |

藤沢市社会教育指導員規則(昭和48年教育委員会規則第6号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○藤沢市社会教育指導員規則</p> <p style="text-align: right;">昭和48年9月30日 教委規則第6号</p> <p>（定数および任期）</p> <p>第4条 指導員の定数は、各公民館に4名以内とし、任期は、一箇年以内とする。ただし、再任はさまたげない。</p> | <p>○藤沢市社会教育指導員規則</p> <p style="text-align: right;">昭和48年9月30日 教委規則第6号</p> <p>（定数および任期）</p> <p>第4条 指導員の定数は、<u>生涯学習課に7名以内</u>、各公民館に4名以内とし、任期は、一箇年以内とする。ただし、再任はさまたげない。</p> |

藤沢市文化財保護条例施行規則(昭和35年教育委員会規則第7号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○藤沢市文化財保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年11月28日 教委規則第7号</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において総括し、及び処理する。</p> | <p>○藤沢市文化財保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年11月28日 教委規則第7号</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第13条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において総括し、及び処理する。</u></p> |

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第7号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成15年12月19日 教委規則第7号</p> <p>第2条 条例第11条第1項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項の表の右欄に掲げる課長，教育文化センター，八ヶ岳野外体験教室，学校教育相談センター及び西部学校給食合同調理場並びに市立の小学校，中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> | <p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成15年12月19日 教委規則第7号</p> <p>第2条 条例第11条第1項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項の表の右欄に掲げる課等の長，教育文化センター，八ヶ岳野外体験教室，学校教育相談センター，西部学校給食合同調理場及び公民館の長並びに市立の小学校，中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> |

藤沢市教科用図書採択審議委員会規則(昭和33年教育委員会規則第2号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○藤沢市教科用図書採択審議委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和33年7月5日 教委規則第2号</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育部</u>教育指導課において総括し、及び処理する。</p> | <p>○藤沢市教科用図書採択審議委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和33年7月5日 教委規則第2号</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育総務部</u>教育指導課において総括し、及び処理する。</p> |

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則(平成13年教育委員会規則第8号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|--|--|
| <p>○藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成13年1月10日 教委規則第8号</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 審議会の庶務は、生涯学習部スポーツ推進課において総括し、及び処理する。</p> <p>（雑則）</p> <p><u>第4条</u> この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> | <p>○藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成13年1月10日 教委規則第8号</p> <p>（庶務）</p> <p><u>第4条</u> 審議会の庶務は、生涯学習部スポーツ課において総括し、及び処理する。</p> <p>（雑則）</p> <p><u>第5条</u> この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> |